

## 国立情報学研究所最先端学術情報基盤の構築を推進する事業の委託に関する要項

平成 22 年 3 月 11 日  
制 定

## (趣旨)

第 1 条 この要項は、国立情報学研究所（以下「研究所」という。）が、研究・教育に携わる学術研究機関と連携し、中期目標・中期計画に掲げる最先端学術情報基盤（C S I：サイバー・サイエンス・インフラストラクチャ）（以下「C S I」という。）の一層の整備を実現することを目的とした事業を委託するため、必要な事項を定める。

## (委託事業)

第 2 条 委託事業は、次の各号に掲げる事項のうちから、当該年度における事業の必要性を勘案し、研究所が決定する。

- 一 学術情報ネットワークの高度利用及び拡充に関すること。
  - 二 電子認証基盤の機能拡充に関すること。
  - 三 グリッド環境の整備及びグリッドミドルウェアの機能拡充に関すること。
  - 四 学術コンテンツの整備及び拡充に関すること。
  - 五 学術コンテンツの発信機能の高度化及びコミュニティ支援に関すること。
  - 六 その他所長が C S I の構築に特に必要と認めた事項。
- 2 当該年度における委託期間は別に定める。

## (委託先)

第 3 条 事業を委託する先は、大学、短期大学、高等専門学校、大学共同利用機関、独立行政法人等の公的機関とする。

## (業務計画書)

第 4 条 委託先は、研究所が委託を決定した後、研究所が指定した期日までに、別に定める業務計画書を提出するものとする。

## (委託契約の締結)

第 5 条 研究所及び委託先は、前条で規定する業務計画書の内容に基づき委託契約を締結するものとする。

## (委託業務完了報告)

第 6 条 委託先は、当該年度の委託事業が完了した日から 30 日以内または研究所が指定した期日までに別に定める委託業務完了報告書を研究所に提出するものとする。

## (額の確定)

第 7 条 研究所は、前条で規定する業務完了報告書を受領した後、委託事業の実施内容が業務計画書の決定内容に適合するか調査を実施するものとする。

- 2 研究所は、業務完了報告書の書面調査のほか必要に応じて現地調査等を実施すること

ができる。

3 前号の調査結果に基づき、研究所は委託事業に要した金額を確定するものとする。

(中間報告)

第8条 委託先は、委託事業の進行状況及び経費の支出状況について研究所の要求があったときは、速やかに別に定める中間報告書を研究所に提出するものとする。

(委託の取消)

第9条 研究所は、委託先から委託事業中止の届け出があった場合又は前条に定める中間報告が業務計画書と著しく異なると判断した場合は委託を取り消すことができる。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。